地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令の一部を改正する省令

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令（令和七年農林水産省経済産業省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（指定実施機関の指定の申請） **第二条**　法第五十七条の四第二項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一～四　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一～十　（略） 十一　法第五十七条の五第二項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面 十二　（略） （事務の一部委託の承認申請） **第三条**　指定実施機関は、法第五十七条の四第四項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一～五　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　受託者が法人である場合には、受託者の定款及び登記事項証明書又はこれに類するもの 四　（略） （削る） 五・六　（略） （削る） 七　（略） 八　受託者が法第五十七条の五第二項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面 九　（略） （事務の一部委託の承認基準） **第四条**　主務大臣は、前条第一項の申請書の提出があった場合において、その申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。 一～四　（略） 五　受託者が法第五十七条の五第二項第二号から第四号までに掲げる要件に該当しないこと。 六・七　（略） （名称等の変更の届出） **第五条**　指定実施機関は、法第五十七条の六第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。 一～三　（略）	（指定実施機関の指定の申請） **第二条**　法第五十七条の十九第二項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一～四　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一～十　（略） 十一　法第五十七条の二十第二項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面 十二　（略） （事務の一部委託の承認申請） **第三条**　指定実施機関は、法第五十七条の十九第四項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一～五　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　受託者が法人である場合には、受託者の定款及び登記事項証明書 四　（略） 五　受託者が法人である場合には、受託者の役員の氏名及び略歴を記載した書類 六・七　（略） 八　委託しようとする事務を行う者の氏名及び略歴を記載した書類 九　（略） 十　受託者が法第五十七条の二十第二項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面 十一　（略） （事務の一部委託の承認基準） **第四条**　主務大臣は、前条第一項の申請書の提出があった場合において、その申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。 一～四　（略） 五　受託者が法第五十七条の二十第二項第二号から第四号までに掲げる要件に該当しないこと。 六・七　（略） （名称等の変更の届出） **第五条**　指定実施機関は、法第五十七条の二十一第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。 一～三　（略）